

## 長野県野沢南高等学校定時制教育振興会規約

第1条 本会は、長野県野沢南高等学校定時制教育振興会と称し、事務局を同校内（所在地：佐久市原86-1）におく。

第2条 本会は、生徒在籍事業所の雇用主および本会の主旨に賛同する者ならびに定時制生徒保護者をもって組織する。

第3条 本会は、長野県野沢南高等学校定時制教育の振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 定時制教育の振興援助を図ること。
- ② 雇用関係の改善向上を図ること。
- ③ 定時制教育の拡充強化を促進すること。
- ④ その他本会の目的達成に必要なこと。

第5条 本会に、次の役員をおく。

- |         |    |
|---------|----|
| ① 会 長   | 1名 |
| ② 副 会 長 | 2名 |
| ③ 理 事   | 2名 |
| ④ 会計監事  | 1名 |
| ⑤ 幹 事   | 1名 |
| ⑥ 会 計   | 1名 |

第6条 本会に、顧問をおくことができる。顧問は本会の目的達成上必要な諮問に応じ、または助言する。顧問は理事会の推薦により総会において決定する。

第7条 役員を選出および任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、理事会の推薦により総会において決定し、本会の代表者として会務を総理する。
- ② 副会長は、理事会の推薦により総会において決定し、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。
- ③ 理事は会員の投票により選出し理事会を構成する。
- ④ 会計監査は本校事務長が担当する。
- ⑤ 幹事は会長の指名委嘱により決定し、本会の記録文書の整理諸連絡その他本会運営事務を担当する。
- ⑥ 会計は会長の指名委嘱により決定し会計事務を担当する。

第8条 役員の任期は1カ年とする。ただし重任は妨げない。

第9条 本会の総会は毎年6月に開き、臨時総会は必要に応じて開催する。

第10条 本会の経費は会費および寄付金その他をもって充てる。会費は付則で定める。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第12条 本規約は総会の議決を得なければ変更できない。

#### 付 則

1. 本会の会費は、以下の通りとする。

- ① 1事業所あたり年額5,000円とする。
- ② 同窓生個人会員は1口年額1,000円とし、口数は任意とする。
- ③ 生徒保護者は入学時に2,000円を納入するものとする。

2. 本規約は平成17年7月1日より実施する。

平成 5年7月1日規約改定

平成15年7月1日規約改定

平成17年7月1日規約改定